

基安発第 0327001 号

平成 20 年 3 月 27 日

林野庁国有林野部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する
健康診断の費用負担等について（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条におきましては、退職した労働者の健康管理のために健康管理手帳制度を規定しております。

この健康管理手帳が交付された者に対する健康診断は、退職した労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、発病した場合重度の健康障害を引き起こすもの（例えば、石綿にばく露することによって発症する中皮腫）の早期発見を目的として実施しております。この健康診断については、労災保険適用事業場を退職した労働者に関しては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく社会復帰促進等事業として実施していますが、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員は労災保険の適用除外となっております。

健康管理手帳制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえると、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の予防についての措置を講ずるべきものと考えます。

よって、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務した職員で、健康管理手帳が交付された方々に対する健康診断費及び受診旅費については、事業者たる林野庁において負担いただくようお願い申し上げます。